

# 會報

第620号

2020年5月1日発行

一般社団法人

監査懇話会

編集発行人 菅野 重雄

<https://kansakonwakai.com>

## 特別寄稿論文

### 「2020年定時株主総会に向けた留意点」

日比谷パーク法律事務所パートナー 弁護士 松山 遥氏

#### 第1 はじめに

##### 1. コロナウイルス感染拡大による影響

本年株主総会に向けた最大の課題は、コロナウイルスの感染拡大及びそれに伴う緊急事態宣言の下、どのように監査業務を行い、総会の準備作業を行うのかという点である。

12月決算の企業では、コロナウイルスの感染が拡大しつつある中、感染拡大のための様々な施策を行った上、3月の定時株主総会が開催された。そこで行われた施策は、株主総会の規模縮小のための施策及び来場株主等の感染防止のための施策である。まず、株主総会の規模を縮小することを目指して、①来場者数を減少させるための取組み（体調不良者に対する来場自粛要請、おみやげの廃止、株主懇談会の中止など）、②総会の開催時間の短縮化（事業報告等の説明の短時間化、質問数の制限、コンパクトな回答など）が行われた。また、来場株主等の感染防止を目的として、③受付・会場設営方法の変更（受付におけるアルコール消毒・マスク着用の呼びかけ、検温の実施、会場の座席配置の見直し、着席方法の案内、応援社員のマスク・手袋着用など）、④議事運営における準備（体調不良者が出た場合の対応マニュアル、質問時のマイクの取り扱い、登壇役員のマスク着用など）などが行われた。

6月末の時点におけるコロナウイルス感染状況は見通せないものの、6月の定時株主総会でも同様の施策をとらなければなくなる可能性は高く、様々な状況を想定しながら柔軟に対応できるように準備しておく必要がある。

さらに懸念されるのが、決算に対

する影響である。12月決算の企業においては、時々刻々と変わる感染拡大状況を見ながら、総会運営方法に関して様々な対応策を講じる必要があったが、決算手続は感染拡大が始まる前に完了しており、特段の影響はなかった。

ところが、3月決算の企業においては、緊急事態宣言の下で決算手続を行う必要があり、果たして監査が間に合うのか（特に中国・ヨーロッパの子会社の監査など）、監査が間に合わなかった場合に株主総会の延期・継続会といった可能性があるのかといった点も検討しておく必要がある。本稿執筆時点（2020年4月15日）では、株主総会の延期に加え、継続会も実施できるとして、株主総会の柔軟な開催を認める声明文が出される予定と報道されている（※1）。そのほか、コロナウイルス感染拡大による世界経済への影響も甚大となる可能性があり、6月総会では、業績や経営計画への影響、その他のリスク情報について、一定の想定回答を準備しておく必要も出てくる。

監査役会（※2）は、5月に監査報告をまとめる必要があるため、決算スケジュールの遅延等があれば、それに合わせて監査役会の開催スケジュールも変更するなど、監査実務に大きな影響が出る可能性もあるため、注意が必要である。

※1 2020/4/15 5:30 日本経済新聞電子版

※2 本稿では監査役会設置会社を前提として記載しているが、本稿の内容は、監査等委員会・監査委員会においても概ね当てはまる。

##### 2. コロナウイルス以外の本年総会に向けたポイント

コロナウイルス感染拡大による影響以外の本年総会に向けたポイン

ト・留意点は以下のとおりである。

##### (1)法改正への対応

法改正等への対応については、特に本年総会で新たに対応しなければならない点は見当たらない。令和元年12月4日に「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」が成立し、株主総会に関わる改正として、株主総会資料の電子化、株主提案権の制限、社外取締役の義務化、役員報酬の見直し（適切なインセンティブ付与）等があるが、施行期日は先であり、本年総会では特段対応する必要はない。

##### (2)コーポレートガバナンス・コードへの対応

コーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」という。）により、株主総会における情報提供の充実やガバナンスの更なる強化（指名・報酬諮問委員会の活用、CEOのサクセッション・プランなど）が求められており、特にガバナンス関連の情報開示の充実が求められる。

##### (3)機関投資家の動向

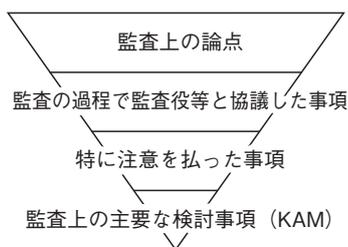
スチュアードシップ・コードにより、機関投資家の議決権行使基準の厳格化が一層進んでおり、会社提案に対する反対票も増加傾向が続いているため、機関投資家の動向も考慮しながら議案の内容を検討する必要がある。そのほか、ESGへの関心も高まっている。

##### (4)監査上の主要な検討事項（KAM）

2018年7月に公表された改訂監査基準により、金商法に基づく企業の財務諸表の監査報告書へ「監査上の主要な検討事項」（KAM）の記載が求められており、早期適用した企業では本年より、その他の企業でも来年から記載することになる。

監査上の主要な検討事項（KAM）

とは、監査人が当年度の財務諸表の監査において特に重要と判断した事項をいい、下記のとおり、監査上の論点から絞り込まれていくこととなるため、監査役としても、我が社における監査上の主要な検討事項(KAM)として何をどのように記載すべきなのか、会計監査人と十分に協議し、執行サイドの意見等も確認しながら、事業年度を通じて検討していく必要がある。



## 第2 株主総会の招集までの手続

### 1. 株主総会までのスケジュール

3月末日	事業年度の末日→決算確定作業へ
4月	会計監査人・監査役へ計算書類(附属明細書含む)の提出 監査役へ事業報告(附属明細書含む)の提出
4月下旬	株主提案権の行使期限 (総会の日の8週間前まで)
5月上旬	会計監査人監査報告の提出(計算書類等提出の日から4週間以内)
5月中旬	監査役会監査報告の提出(会計監査人の報告の日から1週間以内) 決算取締役会 事業報告・計算書類の承認 定時株主総会招集事項の決定
5月下旬	招集通知の校了
6月上旬	招集通知の発送 (総会の日の2週間前まで) 事業報告・計算書類の備置 (総会の日の2週間前から) 事前質問状の送付期限 (総会の日より相当の期間前まで)
6月下旬	定時株主総会

### 2. 決算手続と監査

定時株主総会では、計算書類等の承認(※3)を受ける必要がある(会社法438条2項)、事業年度が終了した後、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従って計算書類を作成し、会計監査人及び監査役の監査を受けることになる(同436条2項)。

また、上場企業においては、決算確定後直ちに(事業年度の末日から45日以内)に決算を公表し(上場規程404条)、事業年度の末日から3ヶ月以内に有価証券報告書を開示することが求められる(金商法24条)。

しかし、本年はコロナウイルス感染症の影響に伴い、決算手続の遅延や監査が困難になるといった事態も予想されるところであり、3月決算の企業については一律に有価証券報告書の提出期限を9月末に延長すると発表されている。(※4)また、決算の公表についても「事業年度の末日から45日以内」などの時期にとられず、確定次第に開示することで差し支えない(※5)とされている。

監査役としては、計算書類が作成された後、会計監査人の監査を経て、監査役としての監査を実施することになるが、上記のとおり、コロナウイルスの影響により決算スケジュールが遅延する可能性もあるため、監査役会の開催スケジュールについても柔軟な対応ができるように準備しておく必要がある。

また、仮に万一、決算手続及び会計監査人・監査役の監査が遅れたことにより、株主総会の日の2週間前までに招集通知の発送・計算書類の事前備置開始ができないという事態になった場合には、株主総会の延期又は継続会を検討せざるを得なくなる。会社法上、計算書類等の提供から4週間以内に会計監査人の監査報告を監査役に提出し、それから1週間以内に監査役の監査報告を作成することとされているが、株主総会の日に合わせて監査スケジュールを短縮するための努力をしなければならないことも考えられる。

※3 計算書類について会計監査人より無限定適正意見を受け、監査役から会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について異議がなかった場合には、定時株主総会で「承認」を受ける必要はなく、「報告」で足りる(会社法439条)。

※4 2020年4月14日に財務・金融相が発表。

※5 2020年2月10日付東京証券取引所リリース等

### 3. 監査報告の作成

監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない(会社法381条1項)。また、定時株主総会の招集に当たっては、事業報告及び計算書類(附属明細書を含む。)について監査役が監査を行い、その監査報告も併せて株主に提供しなければならないため(会社法437条)、監査役会としては、定時株主総会の招集決定に先立ち、監査報告の内容について審議し、これ

を作成しなければならない。

計算書類・事業報告に関する監査報告の記載事項については、以下のとおり、会社計算規則及び会社法施行規則で定められている。

#### (1)計算書類に関する監査報告(会計監査)

計算書類については、会計の専門家である会計監査人がまず監査を実施し、その報告を受けた上で監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する。すなわち、会計監査人監査を前提とした監査が認められている。

##### ①会計監査人の会計監査報告

##### 【会計監査報告の記載事項】

- 会計監査人の監査の方法及びその内容(会社計算規則126条1項1号)
- 計算関係書類が会社の財産・損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかに関する意見(同2号)
- 2号の意見がないときはその旨及びその理由(同3号)
- 追記情報(同4号)
- 会計監査報告を作成した日(同5号)

計算関係書類が会社の財産・損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかに関する意見(会社計算規則126条1項2号)とは、「無限定適正意見」「除外事項を付した限定適正意見」「不適正意見」などを言う。「無限定適正意見」とならなかった場合には、計算書類を報告事項とすることができず、決議事項として承認をとらなければならない(会社法439条)。

また、会計監査人が意見を表明するための合理的な基礎が得られなかったと判断した場合には意見が表明されない(会社計算規則126条1項3号)。例としては、重要な監査手続を実施できなかったとき、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について財務諸表に与える影響が複合的かつ多岐にわたるとき、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在し、経営者とその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を呈示しないときなどである。

さらに、継続企業の前提に関する注記に係る事項、会計方針の変

更、重要な偶発事象、重要な後発事象などがある場合には、追記情報(会社計算規則126条1項4号)として記載される。

## ②監査役・監査役会の監査報告 【監査報告の記載事項】

- 監査役の監査の方法及びその内容(会社計算規則127条1号)
- 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときはその旨・その理由(同2号)
- 重要な後発事象(同3号)
- 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項(同4号)
- 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由(同5号)
- 監査報告を作成した日(同6号)

監査役による計算書類の監査は、会計監査人の監査を前提に行うこととされているため、監査役としては、会計監査人の適格性・監査手続・監査計画・監査実施状況・監査役監査との整合性等を考慮して、会計監査人の監査の方法及び内容の相当性を判断する(会社計算規則127条2号)。

また、このように会計監査人の監査を前提とする以上、会計監査人が独立性・専門性を備えていない場合には監査役監査の前提が崩れてしまうことになるため、監査役には会計監査人を評価することが求められる(会社計算規則127条4号)。CGコードでも会計監査人の選定・評価基準を策定することが要請されており、監査役には、当該基準に従って会計監査人の独立性に関する内規、監査の品質管理のための社内体制等を確認することが求められている。

さらに、監査の信頼性を担保し、監査に対する社内の協力を得やすくするため、監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由を記載することも認められている(会社計算規則127条5号)。

## (2)事業報告に関する監査報告(業務監査)

事業報告については監査役が監査を行い、それをまとめて監査役会で監査報告を作成する。

### 【監査報告の記載事項】

- 業務監査の方法及び内容(会社法施行規則129条1項1号)
- 事業報告・附属明細書が法令・定

款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見(同2号)

- 取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときはその事実(同3号)
- 監査のため必要な調査ができなかったときはその旨・その理由(同4号)
- 大会社における「会社の業務の適正を確保するための体制」の整備についての決定・運用等の記載があるときはそれに対する意見(同5号)
- 親会社との取引(個別注記表において注記を要するもの)について、会社の利益を害さないように留意した事項等の記載があるときはそれに対する意見(同5号)
- 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針が事業報告の内容となっているときは当該事項についての意見(同6号)
- 監査報告を作成した日(同7号)

当該事業年度中に何らかの不祥事が発生した場合には、監査報告で指摘・コメントすべきかどうかの問題となる。取締役が関与する不祥事が起きた場合には、「取締役の職務の遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実」(会社法施行規則129条1項3号)に記載すべきかどうかを検討しなければならず、重大性の判断基準に該当するかどうかを検討する必要がある。従業員が関与する不祥事が起きた場合には、なぜ当該不祥事を予防できなかったのか、内部統制システムの決定・運用に不備があったのかどうかを検討し、「会社の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定・運用等に対する意見」(会社法施行規則129条1項5号)として何らかのコメントをするべきかどうかを検討する必要がある。

## 4. 株主総会の招集決定までに行うべき事項

株主総会の招集決定に当たっては、総会に付議する議案の概要(参考書類記載事項)についても決定しなければならない(会社法298条1項5号、会社法施行規則63条3・7号)。それに先立ち、監査役会で審議・

決定しておかなければならない事項がある。

### (1)監査役選任議案への同意

株主総会に監査役選任議案を提出するには、監査役会の同意を得なければならない(会社法343条1項)。

そのため、監査役の改選期においては、招集決定の取締役会に先立ち、監査役会において、定時株主総会に提出予定の監査役選任議案について同意を行う必要がある。

CGコードでは、監査役には適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきとされている。また、機関投資家の中には、社外監査役の独立性について厳しい基準を設けているところが増えていくほか、長期在任の社外役員に対して独立性なしとして反対意見が出ることもある。これらのCGコードの要請、機関投資家の意見も踏まえながら、監査役選任議案について同意すべきかどうかを審議する必要がある。

なお、CGコードにより指名・報酬諮問委員会の活用が提言され、社外取締役の人選についても委員会で議論する例が増えてくる中、常勤監査役・社外監査役のサクセッションについて、指名委員会や監査役会はどう関与すべきかについても検討しておくべきである。

### (2)会計監査人の再任の是非

会計監査人の選任・解任・不再任議案については、監査役会で決定し(会社法344条1項)、候補者とした理由を開示しなければならない(会社法施行規則81条2号)。また、会計監査人の報酬等の額についても、監査役会が同意した理由について開示しなければならない(規則126条2号)。

会計監査人については、ひとたび選任した後は自動的に再任されるため、会計監査人選任議案が上程されることは少ないが(ただし、近年では会計監査人を変更する企業も散見される)、選任・解任・不再任議案について監査役会に決定権限がある以上、監査役会としては、株主総会の招集決定に先立ち、あらかじめ定めた会計監査人の選任・評価基準に従って会計監査人の評価を行い、再

任の是非について検討しなければならない。そのため、会計監査人から監査結果報告を受けるだけでなく、ガバナンス状況等についても報告を受け、さらに会社の経理部等にも監査の状況を確認するなどして、会計監査人再任の是非を検討する必要がある。

### (3)指名・報酬の決定プロセスの相当性（監査等委員会の場合）

監査等委員会設置会社では、監査等委員会は監査等委員以外の取締役の指名・報酬についての意見を決定しなければならない（会社法 399 条の 2 第 3 項 3 号）。

そのため、監査等委員会においては、株主総会の招集決定・取締役選任議案の承認に先立ち、取締役候補者の指定に係る方針・プロセスが適切だったか確認し、監査等委員会としての意見について協議しておく必要がある。

任意の指名・報酬諮問委員会を設置している場合には、当該委員会における審議のプロセスやどのような協議がなされたのかを確認し、当該委員会を設置していない場合には、具体的な指名プロセスについて確認した上で協議しなければならないため、招集決定の取締役会前の各委員会のスケジュールがタイトになることに留意が必要である。

### 5. 監査役会における審議

以上のとおり、株主総会の招集決定に先立ち、監査役会で審議・決定しなければならない事項は多く、例年であれば、4月から5月にかけて監査役会を複数回にわたり開催する例も多い。

しかし、本年は緊急事態宣言が出されており、監査役が集まって会議することが難しい状況にある。

もっとも、監査役会は、取締役会と異なり、書面決議は認められていない。特に、監査報告を作成する場合には、監査役会は1回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見交換ができる方法により、監査役会監査報告の内容を審議しなければならないとされている（会社法施行規則 130 条 3 項、会社計算規則 128 条 3 項）。

そのため、電話又はテレビ会議など双方向の意見交換ができる形で監査役会を開催する必要がある。自宅から電話又はテレビ会議に参加する

監査役に対し、メールその他の方法で監査のための資料を送付し、電話・テレビ会議の参加方法を説明するなどの準備を行っておくべきである。

また、監査役会の結論は多数決で決められるが（会社法 393 条 1 項）、異なる意見を有する監査役は当該事項に係る自らの監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる（会社法施行規則 130 条 2 項、会社計算規則 128 条 2 項）。この点は、監査等委員・監査委員たる取締役にも認められている。

## 第3 株主総会当日の対応

### 1. 説明義務

会社役員は株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、以下に該当する場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない（会社法 314 条）。監査役も会社役員として説明義務を負っており、近年では監査役・社外監査役を名指しした質問が出る可能性もあるため、想定問答などを準備しておく必要がある。

- ①当該事項が株主総会の目的事項に関しないものである場合
- ②その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合
- ③正当な理由がある場合として法務省令（規則 71 条）で定める場合
  - ・当該事項について説明をするために調査が必要である場合（事前質問状が出された場合に調査が著しく容易な場合を除く）
  - ・当該事項について説明することにより会社その他の者の権利を侵害する場合
  - ・株主が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
  - ・上記のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

### 2. 質問された場合の対応

近年の総会では、株主の質問に対し、できる限り丁寧に回答するのが基本方針となっている。しかし、その一方で、質問内容によっては回答してはいけない事項もあるため、注意が必要である。例えば、企業秘密に関わる事項、第三者との契約違反になる事項（業務提携の内容など守

秘義務違反となり得る事項など）、他社への非難・中傷ととられかねない事項については、回答を差し控えるべきである。

そのほか、どこまで回答すべきかどう悩ましい事項として、子会社に関する質問や将来の不確定な事項に関する質問があげられる。

### (1)子会社に関する質問

近年の株主総会では、子会社に関する質問が出ることが多い。連結経営が主流となる中、子会社の不祥事や業績不振が当該会社の業績・株価に重大な影響を及ぼす例も増えており、株主の立場とすれば、質問したいのは当然である。

平成 26 年会社法改正を受けて子会社管理の重要性が指摘されており、企業集団における内部統制システムについても重要性が高まっているため、子会社の内部統制システムに関する質問に対してはある程度具体的に回答する必要がある。また、特定の子会社の不祥事により連結決算に影響が出ている場合には、親会社が当該子会社の株主として適切な対応を取っていることを説明する必要があり、事実関係・再発防止策につきどのような報告を受けているのか、子会社役員の責任についてどのように対処したのかについて、きちんと回答する必要がある。

一方で、子会社は独立した法人格を有する別会社であるため、詳細かつ具体的な子会社の内情に関する質問については、回答する必要はない。どこまで回答するのかについての線引きをしておく必要がある。特に不祥事に関連する事項については、監査役に質問される可能性もあるため、想定問答を準備しておく必要がある。

### (2)不確定な将来の事項に関する質問

そのほか、株主総会では不確定な将来の事項に関する質問が出ることも多い。特に本年総会では、コロナウイルス感染の拡大により世界経済に甚大な影響が生じる中、当社の業績・経営計画にはどのような影響があるのかといった質問が多く出ることが予想される。

このような質問に対し、丁寧に回答しようとするあまり、将来の業績予想・事業再開の見通しなど未公表の重要事実を開示してしまうリスクがある。株主に対する情報開示

の公平性の観点から、未公表の重要事実をうっかり開示してしまうことは厳に避けなければならない。

そのためには、答弁担当役員において、未公表の事実かどうか、既に開示済みの事実かどうかを確認しておくことが重要である。東京証券取引所からは2020年3月18日付で「新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い」と題するリリースが出されており、コロナウイルスによる影響等について質問が出た場合には、リスク情報として開示済みの内容に沿って回答すべきである。

また、同じ事項であっても質問のされ方によって答弁担当役員が異なる場合には、想定問答の作成に当たり、回答のレベル感（どこまで詳細な回答をするのか）を合わせておくことも重要である。

### 3. 答弁担当監査役について

株主総会当日における監査役の登場場面としては、①監査役による監査報告、②監査役に対して質問が出た場合の回答、が考えられる。

#### (1) 常勤監査役による監査報告等

株主総会当日に議場で行う監査報告は、常勤監査役が担当するのが通例である。しかし、本年総会に向けての準備として、総会当日に常勤監査役が体調不良で出席を差し控えることとなった場合の代役を決めておく必要がある。

3月総会においては、体調不良の株主に対して出席を差し控えるように呼びかけるのと同様、登壇役員に対しても朝に検温していただき、仮に発熱があった場合には出席を差し控えるという運用をしていた例が多い。

そのため、仮に万一、監査報告を担当する監査役が体調不良で出席できなくなる場合に備え、代役を決めておく必要がある。また、監査役に対して質問が出た場合の回答者についても、原則として常勤監査役を指名するという運用が多いと思われるが、常勤監査役が万一欠席した場合には誰を指名するのかを決めておく必要がある。

社内出身の常勤監査役を1名、社外監査役を複数名という形で監査役会を構成している場合には、社外監査役に監査報告及び答弁担当をお願いすることになるため、監査報告のみならず想定問答の検討なども入念に行っておいてもらうべきであり、総会リハーサル等を通じた練習にも参加していただいた方が安全である。

#### (2) 社外監査役への質問

近年、社外取締役・社外監査役への質問も増加傾向にあり、実際に社外役員を答弁担当に指名して回答する例が増えている。

特に社外役員が回答した方がよい例として、社外取締役が監査委員会・

監査等委員会の委員長を務めている場合には、当該委員会の活動状況などを質問されたのに対し、委員長を差し置いて社内出身の委員が回答するのは不自然であり、委員長から回答してもらうことが望ましい。

また、独立社外の立場からの意見を求められた場合には、質問内容によっては議長判断で適任者を指名すればよいと考えられるものの、社外役員を入れてガバナンス・コンプライアンス強化を図っている以上、社外役員から回答した方が好印象である場合も多い。最初に社内役員が回答し、その後で社外役員を指名して回答するといった形も検討すべきである。

なお、社外監査役に質問に対する回答を担当してもらう場合には、社外監査役用の想定問答を準備し、社外監査役に事前に準備しておいてもらう必要がある。社外監査役が複数いる場合には、回答の順序等についても事前に取り決めておいた方がよく、総会リハーサル等に出席してもらうことも検討すべきである。

\*本論文は、新型コロナウイルス感染防止策により開催中止となった「第329回監査セミナー」（4月6日予定）講師の松山遥弁護士から講演と同一テーマでご寄稿いただきました。

## みなさんの 広場

### 時間こそぼくの宝物

雨宮 久馬

ぼくにとっての宝物は「時間」だ。そう思い始めてからずいぶん経つ。

今から四、五十年ほど前のことだが、当時の経営効率化の理念として、企業の発展は経営資源のヒト・モノ・カネの三つを如何にして最大限に活かすかにかかっているということが言われていた。

一見もっともらしいこの言葉にぼくは直ちに疑念を持った。これでは巨大な資本、組織、人材、設備を持つ大企業に対して、中小企業は決定的なハンデを持つことになる。これはおかしい。小さな町工場にも、小

人数のベンチャー企業にも、大企業と同等に持っている経営資源があるはずだ。大会社だろうと零細企業だろうと、天が平等に与えてくれる経営資源がなかるうはずがない。

それは「トキ」だ、と思った。「時間」と「チャンス」である。

どんな会社にも、経営者にも、天が与える一年は一律に三百六十五日、一日は二十四時間。そして目の前を通り過ぎてゆく「チャンス」は一回きりだ。

大資本といえども、巨大なヒト・モノ・カネに胡坐をかき、大組織なるがための小田原評定に時間を弄していれば、経営判断のチャンスはどんどん通り過ぎてゆく。チャンスは迎え撃つものであって、追いかけるものではない。

東京の下町に生まれてもともと気が短い上に、こういった仕事上の思惟思考が重なって、オフィシャルな場でも、プライベートな場でも、ぼくには人一倍「時間を大切にす」くせが身につけてしまったらしい。

仕事を離れ、セカンドライフに入った今日でも、「時間」こそは天がぼくに与えてくれている何よりも大切

な「宝物」だと思っている。

会社勤めを終えるということは、新しい自由な人生のスタートであり、そこには「自由な時間と可能性」という大きな「トキ」と「チャンス」が待っている。これからの「自由な時間」は、これまでの仕事や家族への奉仕に対して、天がぼくに与えてくれたご褒美だ。そんな大切な時間を有効に使わない手はない。

ぼくの頭の中には現役時代から、定年後のある「ライフワーク」と、そのために是非ともやりたい事と行きたい場所の夢が詰まっていた。

その「ライフワーク」を決断したきっかけは、当時、仕事を通して私淑していた米国アルコア社の老副社長リースマン氏の言葉だった。

「仕事以外にも、あなたの時間と個性を大切に下さい。世界に通じるビジネスマンにはそれが重要です。日本には仕事オンリーの方が多すぎます」

ぼくはその頃、昼も夜も仕事に追われる毎日だったが、思い切って、二科会理事の小玉光雄先生に師事して油絵をはじめた。そして、「仕事と趣味は両立しない」という話はウソだと知った。趣味を持った心の余裕が仕事に自信を与えてくれたし、仕事が忙しいほど絵の修行にも張りが出た。

小玉先生の勧めで始めたペン画淡彩による風景画の個展、「旅のスケッチ展」もいつの間にか回を重ね、今年で二十七回目を迎えた。その間、スケッチのために訪れた海外の国々もいつしか五十か国ほどになっている。

どれも忙しいスケジュールの中で捻出した貴重な「時間」と、限られた「チャンス」への挑戦だった。

そして七十歳で会社を辞するのと同時に、小玉先生の推挙で日本美術家連盟の会員となり、それを待っていたように、幾つかのカルチャースクールやグループから絵画教室の講師を依頼され、現在に至っている。

ぼくの教室の生徒さんは、「自由な時間をもっと活かしたい」という積極的な中高年の方ばかりで、どちらかといえば女性が多い。「野外へ出よう、同好の仲間と自由な時間を楽しもう。趣味のレベルを高めよう」を合言葉に、野外の温かい日向や涼しい木陰に集い、スケッチを楽しんでいただいている。

そして、絵を描く醍醐味とともに、セカンドライフの「自由な時間」の大切さと、それを活かす愉しさを味わっていただいている。

——セカンドライフの金は使えば減ってゆくが、時間は使うほど増えてゆく。

## 閑中の忙

永田 幹雄

齢 86 歳を迎えた只今、私は、時間を持って余したり、暇で困ったり、ということはない。なんと幸せなことかと思っている。

妻の看病・介護の日々を過ごした 4 年弱と脳内出血で入院した最後の 7 ヶ月は殆ど妻のために時間を費やしたといっても過言ではない。

夕食が済んで寝るまでの数時間が、私の「忙中の閑」

であった。

妻を亡くした直後は、妻のために費やしてきた時間から解放されて、「毎日、なにをやって過ごしたらいいのだ」と誰かに問いかけたい思いが過った。

そんな危惧は、「長いこと、やりたいことを我慢させてごめんなさいね」と耳もとに聞こえた亡妻の声と共にアツという間に消えてなくなった。

「そうだ、私にはやりたい趣味がいくつかあるじゃないか」と自答していた。

まず月平均で一日 7～8000 歩の散策を始めた。健康のためもさることながら絵に描いてみたいなあと思うスケッチスポットを探すのが主目的である。

そう、私の一つの趣味は『水彩画』である。そして二つ目の趣味が『エッセイ』の執筆である。電車に乗っているときは読書かエッセイに書くネタを探している。第三の趣味が『演歌』だ。久しく義理を欠いていたカラオケのクラブ活動にも復帰した。

唄える歌を見つけるために、テレビの歌番組を次々に録画して、食事時に聴いている。唄ってみたいなあと思う歌に出会うと、録画を何度も繰り返し聴いて口ずさみながら憶えるように努める。ときには、YouTube で歌手の歌唱法を研究することもある。

「他人に批評して貰って、それを糧に向上心を燃え上がらせなければ趣味とは言えない。それは道楽だ」と誰かの講演で聞いた言葉が強く印象に残っている。

確かに、人間の行為は大抵の場合、必ず相手がいる。その相手に快く感じて貰わなければいけない。そこにこそ、向上心が生まれると私は信じている。何事も上手いに越したことはないが、素人のやることだし下手でもいいではないか。でも、不快感を与えてはいけない。

それを信条に、水彩画を描いて観て貰う、エッセイを綴って読んで貰う、カラオケで唄って聴いて貰う。家では、暇に乗じた向上心が気ままな挑戦を試みさせている。

その成果はグループ活動を通じて評価される。趣味の仲間との交流を深めると共に、互いに研鑽できる。一石二鳥ではないか。

前述の論旨からすると、趣味とは言えないが、シネマ歌舞伎・オペラ観賞と美術館へ出向いての生の絵画鑑賞を楽しんでいる。これらは一人に限る。自由に鑑賞した後に、思いつくまま序での行動が出来て一日を有効に使える。

「ひとり遊びができる老人は長生きする」と、どこかの精神科医が語っていた。

余り長生きするのも考えものだが、これ程余生を楽しめるとは思ってもいなかった。

「もうちょっと待っていてね」と亡妻の遺影に手を合わせている毎日である。

暇老人の「閑中の忙」の日々が楽しい。

(作者からの一言)

本作は同好会エッセイクラブで与えられたテーマ「閑・暇」に基づいて執筆したものである。ここに書いた三つの趣味は監査懇話会の生涯学習部会の活動に参加したことで身についたものである。お陰で充実した余生を楽しむことができています。当会に所属する方々には人格向上のためにも生涯学習部会に参加され活動することを身を以てお勧めしたい。



## 句遊会

三月詠草

兼題：白酒、春の雪、当季雑詠

白酒の満ちて朱の杯雅やか

石原 克己

甘酒が鄙の白酒母の味

中山 知祐

はらわたに汽笛三度や春の雪

佐藤 政百

惜しまれつ淡雪消ゆる金閣寺

森 邦彦

春の雪いつしか雨となりてをり

安井 正浩

ふと動き出したるかとも春の星

城戸崎雅崇

国会やコロナに揺れて春寒し

大仲 正敏

春の虹小さく架かりし峡の村

生江沢五風

どこへ行くクルーズ船の春の旅

眞田 宗興

春光の鳶の鳴き声鎌倉駅

川田 勝美

## 画友会

「裸婦」 藤井 真之



2019年10月の画友会例会におけるスケッチをもとに、油彩にて、人体を敢えて白一色で描き、バックの色と明暗の対比で裸婦本来の美しさを表現しようと致しました。

# 事務局通信



## ◆行事報告

第173回理事会  
3月12日(木)10:00~12:00 文京区民センター 中止  
第173回理事会 通信 16  
会報委員会  
編集 3月4日(水)10:00~12:00 事務局 中止  
校正 3月17日(火)10:00~12:00 事務局 中止

## 〃通信

広報委員会  
3月10日(火)14:00~17:00 事務局 中止

## ◇一般部会

第559回研修見学会  
3月26日(木)8:00~17:30  
吉澤石灰工業大叶鉱山、同葛生工場、佐野厄除け大師 中止  
第768回講演会  
3月3日(火)14:00~16:00 日比谷図書文化館 延期  
講師 毎日新聞専門編集委員 青野由利氏  
演題 ゲノム編集—福音か、滑り坂か—

## ◇監査部会

第329回監査セミナー  
3月11日(水)14:30~17:00 スカイホール 中止  
講師 EY新日本監査法人公認会計士 中島康晴氏  
演題 2020年3月期決算を迎えるにあたって

19年度第9回監査基礎講座  
3月16日(月)14:00~17:00 文京シビックセンター 中止

19年度第9回監査基礎講座 資料配信 92

講師 元農中信託銀行(株)監査役 鈴木充郎氏

テーマ 株主総会における監査役の役割

19年度第7回会計基礎講座

3月6日(金)14:00~17:00 文京区民センター 中止

講師 (株)システムインテグレータ監査役 眞田宗興氏

テーマ 粉飾決算(不適切な会計処理)の手法

第236回監査実務研究会

3月24日(火)14:00~17:00 文京シビックセンター 中止

問題提起者 サイバートラスト(株)常勤監査役 小林正一氏

コーディネータ 元日東電工(株)常勤監査役 丸山景資氏

テーマ 最近の企業不祥事における監査役の役割

第85回スタディグループ分科会

3月9日(月)14:30~17:00 文京区民センター 中止

発表者

リーダー キオクシアホールディングス(株)

監査役 森田 功氏

コーディネータ 東芝デジタルソリューションズ(株)

監査役 吉田郁夫氏

メンバー 昭和リース(株)

常勤監査役 神保卓哉氏

集あすか法律事務所

弁護士 田伏岳人氏  
auコマース&ライフ(株)  
常勤監査役 椿山英樹氏  
企業風土に対する監査役等の関わり  
~不祥事を生み出す企業風土はどのような  
要因に影響されるのか?~

## 第88回監査技術ゼミ

3月27日(金)14:00~17:00 文京シビックセンター 中止

講師 監査役職務確認書委員会委員長、監査等委員

(会)職務執行確認書委員会委員長 堀田和郎氏

企業集団内部統制に関する監査役職務確認書

委員会委員長 大竹盛義氏

テーマ 「監査役職務確認書(2020年度版)」および

「確認書利用ガイド」の解説

「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書

(2020年度版)」の解説

「監査等委員(会)職務執行確認書(2020年度版)」

の解説

## ◇生涯学習部会

写友会 例会

3月5日(木)13:30~17:00 文京区民センター 中止

画友会 例会

3月9日(月)13:00~17:00 文京シビック・アトリエ 中止

句遊会 例会

3月4日(水)14:00~16:00 菱友会会議室 中止

句遊会 通信 10

楽友会 例会

3月12日(木)13:00~17:00 江戸川橋福祉センター 中止

棋友会 例会

3月24日(火)13:00~17:00 東京六甲クラブ 中止

## ◇同好会

声友会

3月10日(火)13:00~16:00 (銀座)505 中止

楽器演奏同好会

3月22日(日)14:00~17:00 横浜練習会場 中止

江戸文化研究会

3月21日(土)15:00~16:30 アカデミー向丘 中止

ウォーキング同好会

3月28日(土)9:30~12:00 新大塚~御茶ノ水 中止

エッセイクラブ

3月16日(月)11:30~14:00 如水会館 中止

エッセイクラブ 通信 8

## ◆会員・会友異動

(新入会員)

○山本照雄 エイベックス(株) 監査役

○高木幹郎 (株)校成ライフプラン 常勤監査役

○山崎勝義 東電タウンプランニング(株) 常勤監査役

紹介:宗 廣信氏、松下洋二氏

(交替会員) (株)リアルゲイト 常勤監査役

○高谷竜太郎 三菱商事エネルギー(株) 常任監査役

前任:児島和子氏

会 員	会 友	計
207	147	354

2020.3月末現在

## 編集後記

★「国内感染1万人超す 新型コロナ、9日で倍増」、本欄を書いている4月18日の速報です。世界では220万人でなお1日10万増、死者は15.3万人を数えました。すでに恐るべき数値であるにも拘わらず、いまだ瀬戸際にあり、いまがピークだと誰もが思えないところにこのウイルスへの底知れぬ不安が募ります。朝の来ない夜はない、とは言うものの今号発行の5月1日には果たして終息への道筋が見えてきているのでしょうか。★今号では中止した4月度の監査セミナー『2020年定時株主総会に向けた留意点』と同一テーマでのご寄稿を講師の松山遥弁護士にお願いし掲載しました。締切り直前までご執筆いただき、「有報期限、9月末に延長」(4.14 財務・金融相発表)や「株主総会の開催、柔軟に」(4.15 官民協議会声明)といった最新情報も盛り込まれています。また通常のセミナー要録ではなく論文ですので読みやすく、厳しい状況下での総会対策に是非役立てていただきたいと思います。★2編のエッセイはともに「とき」を題材にしたものです。緊急事態宣言による外出自粛などで気鬱になりがちですが、日ごろはできなかったことを「おうち時間」の活用で実現するチャンスでもあります。(水野 誠一)